

単 価 請 書

件 名

納入場所

 契約期間 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

納入期限 仕様書等に記載の発注ごとに指定する納入期限までとする

品 目	規 格	1000当たりの契約単価 (取引に係る消費税及び地方消費税の 相当額を含まない。)	備考

頭書の物品の納入を、頭書の契約単価により、次の各項を遵守の上、お請けいたします。

1. 上記物品を仕様書のご指示に従い、契約期間内において、発注者から発注の通知を受け、その発注ごとの納入期限までに納入いたします。
2. 都合により上記物品が変更又は物品の納入の全部若しくは一部が一時中止されても異議なく、この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、協議の上、変更されることを承知いたします。
3. 都合により物品の納入の全部又は一部を解除された場合においては、既納部分の物品を発注者に引渡し、かつ、物品の所有権を発注者に移転することを承知いたします。
4. この物品を納入するときは、発注者に納品書を提出し、10日以内に発注者の検査を受け、当該検査に合格したときは、検査に合格した日をもって、発注者に物品を引渡し、かつ、発注者に物品の所有権を移転することを承知いたします。また、発注者の検査に合格しないときは、直ちに取替等の適切な措置を行い発注者の検査を受け、当該検査に合格したときは、検査に合格した日をもって、発注者に物品を引渡し、かつ、発注者に物品の所有権を移転することを承知いたします。
5. 契約代金は、発注者による検査に合格し、発注者に物品を引渡しの上、契約単価に発注者による検査に合格し、発注者に物品を引渡した数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額(1円未満の端数は切り捨て。)による適法な請求書を〇〇ごとに取りまとめて発注者に提出のうえ受理されてから起算して30日以内に支払われることを承知いたします。
6. 正当な理由による場合以外に、契約期間内における発注ごとの納入期限までに物品を納入しないときは、契約単価に仕様書等に定める契約期間内における物品の納入の予定数量のうち遅滞の対象となった発注ごとの物品の数量から契約期間内における遅滞の対象となった発注ごとの履行期限までに納入した物品の数量を控除した数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額(1円未満の端数は切り捨て。)につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を遅滞金として納付いたします。
7. 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議なく、この場合においては契約単価に仕様書等に定める契約期間内の予定数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額(1円未満の端数は切り捨て。)の10/100に相当する額を違約金として納付いたします。
 - 一 契約期間内における発注ごとの納入期限までに物品が納入できないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかにならないと認められるとき。
 - 二 過失により物品の納入を粗雑にしたと認められるとき。
 - 三 正当な理由による場合以外に、契約の解除を申し出たとき。
 - 四 この契約の履行に関し、受注者、受注者の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、この請書の各項の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
8. 第6項の遅滞金及び前項の違約金は、契約代金の額から控除されても異議ありません。
9. 上記に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、変更されることを承知いたします。

平成 年 月 日

 発注者 ○〇支出負担行為担当官
 ○〇航空局○○○○長 殿

受注者

印